

親子近居住宅（親子セット向け・子世帯向け・親世帯向け）（公営住宅・改良住宅）の申込資格

親世帯・子世帯ともに、次の申込資格の全部に該当し、かつ、入居収入基準を満たしている方

【申込資格】

●親子セット向け

（親世帯・子世帯共通）

- ① 親世帯又は子世帯のどちらか一方が、現在大阪市内に居住している（住民登録をしている）こと
- ② 入居しようとする家族全員の収入合計が市又は国で定める基準の範囲内であり、かつ、家賃の支払い能力があること
- ③ 現在、住宅に困窮されていること
- ④ 申込者本人及び現在同居しているか又は同居しようとする親族（内縁関係及び婚約者を含む。）が、市営住宅に係る未納の家賃もしくは駐車場使用料又は市営住宅もしくは共同施設に係る損害賠償金がある方でないこと
- ⑤ 申込者本人及び現在同居しているか又は同居しようとする親族（内縁関係及び婚約者を含む。）が、本市からの明渡請求（家賃滞納を原因とする場合等を除く。）を受けて市営住宅を明け渡した方であって、かつ、その明渡しの日の翌日から起算して5年を経過していない方でないこと
- ⑥ 申込者本人及び現在同居しているか又は同居しようとする親族（内縁関係及び婚約者を含む。）が暴力団員でないこと

（親世帯）

- ⑦ 60歳以上の単身者のみか、又は配偶者との2人世帯のみで構成する世帯であること（配偶者と2人で入居する場合には、いずれか1人が60歳以上であること）

※単身者とは、配偶者（内縁関係を含む。）のない方で、かつ、同居しようとする者のない方をいいます。

※申込最終日現在で⑦の資格を満たしている必要があります。

（子世帯）

- ⑧ 現在同居しているか、又は同居しようとする夫婦もしくは親子を中心とする2人以上の親族（内縁関係及び婚約者を含む。）で構成する世帯であること

ただし、婚約者との構成で申込みされる場合、申込日現在婚約中で、婚姻（入籍）する日が当該住宅の本市の指定する入居契約日までであること

※親族、配偶者、夫婦及び親子には、大阪市ファミリーシップ制度に基づくファミリー（パートナー）シップ関係にある方を含みます。

(子世帯)

【入居収入基準】（給与所得者が1名で特別控除のない場合）

家族人数 住宅種別		2人家族	3人家族	4人家族	5人家族	6人家族
公営住宅	「高齢者世帯等」 に該当しない場合	3,511,999 円以下	3,995,999 円以下	4,471,999 円以下	4,947,999 円以下	5,423,999 円以下
	「高齢者世帯等」 に該当する場合	5,035,999 円以下	5,511,999 円以下	5,987,999 円以下	6,463,999 円以下	6,897,777 円以下
改良住宅		3,511,999 円以下	3,995,999 円以下	4,471,999 円以下	4,947,999 円以下	5,423,999 円以下

※「高齢者世帯等」については、別添資料をご覧ください。

(親世帯)

【入居収入基準】（給与所得者が1名で特別控除のない場合）

家族人数 住宅種別		単身者	2人家族
公営住宅	「高齢者世帯等」 に該当しない場合	2,967,999 円以下	3,511,999 円以下
	「高齢者世帯等」 に該当する場合	4,563,999 円以下	5,035,999 円以下
改良住宅		2,967,999 円以下	3,511,999 円以下

※「高齢者世帯等」については、別添資料をご覧ください。

◎月額所得額の算出の際には親世帯と子世帯の収入を合算することはできません。

●子世帯向け

(子世帯)

- ① 現在大阪市内に居住している（住民登録をしている）か、又は大阪市内に勤務先を有していること
- ② 現在同居しているか、又は同居しようとする夫婦もしくは親子を中心とする2人以上の親族（内縁関係及び婚約者を含む）で構成する世帯であること
ただし、婚約者との構成で申込みされる場合、申込日現在婚約中で、婚姻（入籍）する日が当該住宅の本市の指定する入居契約日までであること
- ③ 親世帯と同一区での生活を希望されていること
- ④ 入居しようとする家族全員の収入合計が市又は国で定める基準の範囲内であり、かつ、家賃の支払い能力があること
- ⑤ 現在、住宅に困窮されていること
- ⑥ 申込者本人及び現在同居しているか又は同居しようとする親族（内縁関係及び婚約者を含む。）が、市営住宅に係る未納の家賃もしくは駐車場使用料又は市営住宅もしくは共同施設に係る損害賠償金がある方でないこと
- ⑦ 申込者本人及び現在同居しているか又は同居しようとする親族（内縁関係及び婚約者を含む。）が、本市からの明渡請求（家賃滞納を原因とする場合等を除く。）を受けて市営住宅を明け渡した方であって、かつ、その明渡しの日の翌日から起算して5年を経過していない方でないこと
- ⑧ 申込者本人及び現在同居しているか又は同居しようとする親族（内縁関係及び婚約者を含む。）が暴力団員でないこと

(親世帯)

- ⑨ 子世帯が申し込む市営住宅の所在する区内に居住している（住民登録をしている）こと
- ⑩ 子世帯（申込者又は申込者の配偶者）の親で、60歳以上の単身者のみか、又は配偶者との2人世帯のみで構成する世帯であること（配偶者と2人で居住している場合には、いずれか1人が60歳以上であること）

※単身者とは、配偶者（内縁関係を含む。）のない方で、かつ、同居しようとする者のない方をいいます。

※申込最終日現在で⑩の資格を満たしている必要があります。

※親族、配偶者、夫婦及び親子には、大阪市ファミリーシップ制度に基づくファミリー（パートナー）シップ関係にある方を含みます。

【入居収入基準】（給与所得者が1名で特別控除のない場合）

家族人数 住宅種別		2人家族	3人家族	4人家族	5人家族	6人家族
公営住宅	「高齢者世帯等」 に該当しない場合	3,511,999 円以下	3,995,999 円以下	4,471,999 円以下	4,947,999 円以下	5,423,999 円以下
	「高齢者世帯等」 に該当する場合	5,035,999 円以下	5,511,999 円以下	5,987,999 円以下	6,463,999 円以下	6,897,777 円以下
改良住宅		3,511,999 円以下	3,995,999 円以下	4,471,999 円以下	4,947,999 円以下	5,423,999 円以下

※「高齢者世帯等」については、別添資料をご覧ください。

●親世帯向け

（親世帯）

- ① 現在大阪市内に居住している（住民登録をしている）か、又は大阪市内に勤務先を有していること
- ② 60歳以上の単身者のみか、又は配偶者との2人世帯のみで構成する世帯であること（配偶者と2人で入居する場合には、いずれか1人が60歳以上であること）
※単身者とは、配偶者（内縁関係を含む。）のない方で、かつ、同居しようとする者のない方をいいます。
※申込最終日現在で②の資格を満たしている必要があります。
- ③ 子世帯と同一区での生活を希望されていること
- ④ 入居しようとする家族全員の収入合計が市又は国で定める基準の範囲内であり、かつ、家賃の支払い能力があること
- ⑤ 現在、住宅に困窮されていること
- ⑥ 申込者本人及び現在同居しているか又は同居しようとする親族（内縁関係及び婚約者を含む。）が、市営住宅に係る未納の家賃もしくは駐車場使用料又は市営住宅もしくは共同施設に係る損害賠償金がある方でないこと
- ⑦ 申込者本人及び現在同居しているか又は同居しようとする親族（内縁関係及び婚約者を含む。）が、本市からの明渡請求（家賃滞納を原因とする場合等を除く。）を受けて市営住宅を明け渡した方であって、かつ、その明渡しの日の翌日から起算して5年を経過していない方でないこと
- ⑧ 申込者本人及び現在同居しているか又は同居しようとする親族（内縁関係及び婚約者を含む。）が暴力団員でないこと

（子世帯）

- ⑨ 親世帯が申し込む市営住宅の所在する区内に居住している（住民登録をしている）こと
- ⑩ 親世帯（申込者又は申込者の配偶者）の子で、夫婦又は親子を中心とする2人以上の親族（内縁関係を含む。）で構成する世帯であること
※親族、配偶者、夫婦及び親子には、大阪市ファミリーシップ制度に基づくファミリー（パートナー）シップ関係にある方を含みます。

【入居収入基準】（給与所得者が1名で特別控除のない場合）

家族人数 住宅種別		単身者	2人家族
公営住宅	「高齢者世帯等」に該当しない場合	2,967,999 円以下	3,511,999 円以下
	「高齢者世帯等」に該当する場合	4,563,999 円以下	5,035,999 円以下
改良住宅		2,967,999 円以下	3,511,999 円以下

※「高齢者世帯等」については、別添資料をご覧ください。